

「にいがた市 暮らしのガイド 2027・2028 年度版」官民協働発行业務 仕様書

1. 事業名

「にいがた市 暮らしのガイド 2027・2028 年度版」官民協働発行业務

2. 発行形態

新潟市と協働発行业務者（以下「事業者」という。）との協働発行とする。

3. 発行時期

令和 9 年 3 月（転入者が多い時期の配布を念頭に 3 月上旬までに納品する。）

4. 業務内容

次のとおりとする。ただし、制作に当たっては、行政情報ページ以外も含め、市と事業者が事前に協議の上行う。また、市指定先への納品方法及び発行後の予備分の保管は市と事業者が別途協議して決定する。

- (1) にいがた市 暮らしのガイド 2027・2028 年度版（以下「暮らしのガイド」という。）
全体の企画、原稿作成・編集、広告営業・制作、印刷・製本、納品・配布等、発行に必要な全ての作業工程および進行管理業務
- (2) 原稿作成（表紙、本市が提供する行政情報、事業者が企画・編集する地域情報及びその他市民生活に役立つ情報、広告）
- (3) 広告の募集及び掲載
- (4) 完成品の本市指定場所への納品及び事業者提案配布先等への配布
- (5) 電子版の作成及び公開

5. 役割分担

市と事業者の主な役割分担は以下のとおり

項目	内容	市	事業者
誌面作成	行政情報等のデータ提供	○	
	地域情報、その他市民生活に役立つ情報の企画 原稿の作成・編集 誌面デザイン・レイアウトの作成		○
	原稿の校正・校閲	○	○
広告集稿	広告募集活動		○
	広告主・内容の審査	○	
	広告制作・代金回収		○
印刷・製本	印刷・製本		○
検品	完成品の検査	○	
納品・配布	完成品の納品、指定納品場所までの配送		○
電子版の作成	企画制作・公開		○

6. 発行経費

市は、暮らしのガイド発行に係る一切の費用を負担しない。企画、原稿作成・編集、広告営業・制作、印刷・製本、納品・配布等、発行に要する一切の費用は、事業者が集める広告による収入で賄うものとする。

7. 発行部数

70,000 部（転入世帯への配布用 20,000 部、施設窓口等 50,000 部）を基本とする。
※ただし、提案により上記部数を超える作成を行い配布することも可とする場合がある。

8. 規格

(1) サイズ等

A 4 判タテ型、行政情報部分の文字は横組み

(2) 製本

無線綴じ

(3) ページ数

130 から 160 ページ程度（うち行政情報は 80 から 90 ページ程度）

(4) 刷り色

4 色刷（行政情報部分は 2 色刷も可）

(5) 紙質

新潟市グリーン調達推進方針に基づく総合評価値 80 以上を満たした再生紙
ただし、同方針の基準を満たす製品の納品が困難な場合は、市の了解を得た場合に限り代替品の納品を認める。

(6) 誌面デザイン・レイアウト

ユニバーサルデザインを意識し、高齢者や色覚障害者等に配慮した視認性・可読性の高いフォント・配色・レイアウト等でデザインする。

9. 電子版の作成

パソコン、タブレット、スマートフォンなど電子機器・情報端末からも手軽にアクセスできるように電子版を作成し、専用サイト等で公開・発信する。

10. 掲載内容

(1) 行政情報

(2) 地域情報（例：観光、歴史、名産品、地図、イベント情報など、主に転入者への配布を意識し、本市の魅力や特徴を紹介する。）

(3) その他市民生活に役立つ情報（例：子育て、健康、医療、防災情報など）

(4) 広告

※詳細なページ構成は事業者の提案による。

11. 広告

- ・広告主の募集・制作は事業者が行うものとし、その収入は事業者に帰属する。市は広告を募集する際、事業者に同行しない。
- ・掲載できる広告の業種や内容の範囲については、「新潟市広告掲載要綱」および「新潟市広告掲載基準」の規定を遵守する。
- ・掲載する広告の内容等については、市が広告掲載前に審査を行うものとする。
- ・掲載する広告が上記要綱・基準に抵触する場合、市は広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた作業に係る経費は事業者の負担とする。

12. 納品

(1) 納品物

- ① 暮らしのガイド：冊子
- ② 暮らしのガイド：電子データ（PDF ファイル）
- ③ 暮らしのガイド：電子版※

※冊子作成後速やかに事業者提案の媒体で利用できるよう事業者が公開する。

(2) 納品場所

新潟市広報課、区役所、出張所、連絡所、行政サービスコーナーなどの各施設及び事業者提案配布先を予定する。（詳細は本市と協議のうえ決定する。）

(3) 納品方法

事業者は、暮らしのガイドを市が指定する場所に指定した数量を納品する。

13. 著作権

市が事業者に提供する行政情報に基づき作成された内容は市に著作権が帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は市の許可を得るものとする。

14. 発行に関する責任

暮らしのガイド発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、市および事業者は、直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、事業者が集めた広告内容や地域情報等に関する一切の責任は、事業者又は広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わない。